

更新研修に関するQ&A

質 問		回 答
問1	平成 30 年度までにサービス管理責任者研修(又は児童発達支援管理責任者研修)及び相談支援従事者研修(初任者研修又は特別研修)を修了し、サービス管理責任者(又は児童発達支援管理責任者)の要件を満たしましたが、その後サービス管理責任者(又は児童発達支援管理責任者)として従事したことはありません。更新研修を受講することは可能ですか。	旧研修修了者の経過措置は令和5年度で終了しました。サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格は失効しているため、更新研修を受講することはできません。 再度サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事するためには実践研修の受講が必要です。この場合、実践研修を受講する場合、実務要件の適用はありません。
問2	サービス管理責任者研修を修了した者は、児童発達管理責任者として業務に従事することができますか。	児童発達支援管理責任者として従事するのに必要な実務経験があれば可能です。 児童発達支援管理責任者はサービス管理責任者と実務要件が異なるため確認が必要となります。詳細は指定権者へお問い合わせください。 また、事業所に配置するサービス管理責任者等に変更が生じた際は、県に届出が必要です。ただし、山形市に住所を有する事業所については、山形市への届出となります。
問3	サービス管理責任者研修を修了している、児童発達支援管理責任者研修を受講していないのですが、更新研修で児童発達支援管理責任者の修了証書の交付を希望することはできますか。	希望できません。本研修の修了証書は、過去に修了している研修に基づいて交付します。 なお、修了証書をお持ちでない業務への従事の方法については問3を御参照ください。
問4	平成 30 年度以前にサービス管理責任者研修(児童発達支援管理責任者研修)を修了しているのですが、相談支援従事者研修(初任者研修又は特別研修)を修了していない場合どうすればサービス管理責任者等として従事することができますか。	令和元年度から令和3年度に相談支援従事者研修(初任者研修又は特別研修)を修了した場合、2つの研修を修了した時点が起点となるので、実践研修を修了するまでの3年間はサービス管理責任者等の要件を満たしているとみなし、従事することが可能です。 令和4年度以降に修了した場合、経過措置は適用されません。実務経験要件を満たした上で、実践研修を受講する必要があります。
問5	5年間のうちに更新研修を受講できなかった場合は、基礎研修から受講しなければならないのでしょうか。	定められた期間内に更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を受講する必要があります。(基礎研修の受講は不要。)
問6	5年間のうちに更新研修を受講できず、改めて実践研修を受講し直す場合も、受講前5年間に2年以上実務経験がないといけないのでしょうか。	定められた期間内に更新研修を受講できなかった者が改めて実践研修を受講する場合には、実務要件の適用はありません。
問7	実務経験に有給休暇、休職は含まれるのでしょうか。	有給休暇、休職期間は実務経験の日数に含まれません。
問8	研修当日に遅刻または早退、途中退出した場合どうなりますか。	15 分以上の遅刻・早退や研修途中 15 分以上の離席は欠席とみなし、修了とみなされませんので御注意ください。
問9	研修期間中、2日目を欠席した日があった場合、来年度の2日目を受講すれば修了できますか。	できません。来年度受講する場合、再度1日目から受講する必要があります。
問 10	受付は先着順でしょうか。	先着順ではありません。定員を超える申込数があった場合、申込締切後、選考により受講決定を行います。

問 11	過去に受講した研修の修了証書を紛失しました。再発行してもらえるのでしょうか。	<p>修了証書の再発行は行っていません。</p> <p>研修を修了したことを証明する書類が必要な場合には、山形県障がい福祉課(023-630-2148)にお問い合わせください。研修修了者であることが確認できた場合、「修了証明書」の発行手続きの御案内いたします。</p> <p>なお、手続きに3週間程日数を要しますので紛失等ないよう管理をお願いいたします。</p>
------	--	---